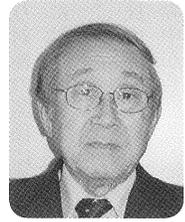


かもがわ



迎春



民主主義への警鐘

坂元和夫

はじめに

最近、「文明の敵・民主主義」というショッキングな題の本を読みました。元東大教授で評論家の西部邁氏の著作です。たまたま新聞の広告でこの本を目にし衝動的にインターネットで購入してしまいました。

読前予想

この本を読み始める前に、民主主義が文明の敵と一体どういうことなのだろうかと考えてみました。民主政は西欧文明の発祥地であるギリシャで始まり、産業革命で飛躍的に発展した近代文明と競うように急速に全世界に広まっていったのですから、民主主義は文明の敵どころか文明の申し子とまで言えなくとも

文明の友くらいは言ってもよいように思われます。それなのに何故敵なのでしょう。うか。

昨今のわが国の混迷する政治状況や無責任なマス・メディアのことを思い浮かべると、著者のいう文明の敵である民主主義とは、本来の姿からかけ離れた似非(えせ)民主主義のことではないのでしょうか。例えば、大衆迎合主義とか衆愚政治などです。そして、これを正すための処方箋が最後に用意されているのだろうかとおおよその見当を付けて読み始めることにしました。その前に言葉の意味として、民主主義ないし民主政は非常に多義的ですので取りあえずリンカーンの「人

民の人民による人民のための政治」だとしておきましょう。次に文明ですが、人類学では未開社会との対比で都市化し文字を所有しているものを文明社会というと辞書にあり、また、学問、芸術、道徳、宗教など人間の精神的所産を文化と呼び、人間の物質的、技術的所産を文明と呼ぶとも書いてあります。本書では文明は文化を含む広い意味で使われているようです。

これだけを前提にして本書の概要を紹介しましょう。

プラトンの哲人政治

古代ギリシャの哲学者プラトンは、政治によって正義を実現し国民を善導するには哲人(知恵と見識に優れ道理に通じている賢人)が王になることが必要だと説きました。アテネの民衆政治を振り返り、統治はまず名声政治から始まり寡頭政治に転化し、それへの反動から民主政治が起り、

それが民衆の愚かさに助けられて専制政治をもたらしたとしました。

マキアヴェリの獅子と狐

一六世紀フィレンツェの政治家で思想家のマキアヴェリは、冷徹なリアリズムに基づく権力政治の分析により近代的な政治認識の誕生に決定的な役割を果たしたと言われています。彼は、理想的な政治形態は君主が獅子の強腕と狐の狡智をもって国家の安全と生存をはかることだとしましたが、民主政治には全く言及しませんでした。

ホッブスの絶対者への全権委譲

一七世紀のイギリスの政治学者ホッブスは、「リヴァイアサン」(巨大な海獣)という本を著し、自然状態では万人の万人に対する生存のための闘いが行われるので、その状態から逃れるために全員一致の社会契約によって絶対者への全権委譲が行われるとしました。絶対君主制という民衆政治の

否定形態が社会契約という民主的な手続で実現されるという皮肉な発想です。

ロックの市民による社会契約

一七世紀のイギリスの哲学者ロックは、王権神授説を否定しホッブスの社会契約論を批判的に発展させて社会契約による人民主権を唱えました。現代の民主主義はロックに始まると言われ、後のアメリカ合衆国憲法やフランスの人権宣言に大きな影響を与えました。

ルソーの一般意志

一八世紀半ばのフランスの思想家ルソーは、社会契約によって国家が成立するが、私的利益を求める個別意志の集合である全体意志とは異なる公共の利益を目指す普遍的な一般意志が政治体に生ずるのだとしました。しかし、ルソーの一般意志はフランス革命やロシア革命のさいに全体意志が一般意志を僭称し民主主義の否定に利用される結果になりました。

ヒットラーに独裁を

授権した国民投票

一九三三年にヒットラーがドイツ国政の全権を掌握したのは国民投票によってでした。彼は、国民の意志に基づき合法的かつ民主的に独裁者となったのです。独裁者となった彼が行った全体主義に基づく悪行により多くの人々がいかに悲惨な目に遭ったかは周知の通りです。

毛沢東の文化大革命は熱狂的な人民の支持のもとに行われた民主主義的な大衆運動でしたが、中国全体で三〇〇〇万人もの死者を出したと言われています。

民主主義は全体主義の温床

古代や中世の独裁専制政治や近世の全体主義的政治体制は民主政の反対物であり対極の関係にあると一般には考えられています。ところが、歴史を振り返れば、民主か独裁かではなく民主の中から独裁が生まれ、全体主義は民主主義によって

もたらされるのです。

多数派の専制

フランスの思想家にして政治家のトクヴィルは、一八三〇年代前半のアメリカを九ヶ月かけて旅行し「アメリカにおけるデモクラシー」という書物を著しました。これは現在でもアメリカの法学生必読の書といわれる名著ですが、その中で彼はその地に「多数派の専制」を見出しました。多数派の専制はメディアに煽られた世論によって作り出されます。民主主義が徹底すると多数派が絶対権力者となり少数派が排除される結果、少数派からの批判という契機によって多数派の犯しがちな誤謬が正される機会を自ら失って腐敗してきます。絶対的な権力は絶対的に腐敗するのです。

大衆社会と民主主義

アメリカの第七代大統領ジャクソンは、選挙権の飛躍的拡大によって大衆(マス)の人気を当て込む政治

を行い、その手法によってジャクソン・アン・デモクラシーの名を残しました。この頃からアメリカは近代で最初の大衆社会になったと言われます。

大衆には政策判断能力がないので、近代の代議制民主主義では選ばれた代表者(議員)は選挙民の利益代表ではなく独自の判断で国益に沿って行動すべきものとされます(ステーツマン)。

しかし、現実にはステーツマンは希有の存在で、メディアに踊らされた世論ないし大衆に迎合する政治家(ポリティシャン)ばかりになっていきます。大衆は自分に迎合する政治家を一旦は歓迎しますが直ぐに飽きて馬鹿にするようになりま

す。どの民主主義諸国でも指導者は歓呼の声で迎えられた後罵声を浴びせられて引き下がるのです。衆愚政治と言うほかありません。

やがて、大衆は自らの愚かさを棚に上げて政治不信

に陥り強力な指導者の出現を待ち望むようになりま

民主主義を破局から救うには

デモクラシーは最悪のものより少しだけましな政治制度にすぎません(チャーチル)。その程度のものだと見定めて独裁や全体主義に陥らないようにするには、選挙民が一人ひとりが公心(パブリック・マインド)を持ち、口先だけの公約ではなく道理に従って行動する真の政治家を人物本位で選ぶようにするしかありません。

読後感想

以上が「文明の敵・民主主義」という本の要旨です。私の読前予想は半分くらいは当たりでしたが、著者の民主主義に対する見方はかなり悲観的です。数年前の小泉元首相の異常なまでの人気や東西の首長選の結果を見るとわが国が著者の危惧する通りの道を辿っ

ているような気がして行く末が空恐ろしく思えてきました。

後の頁の「ハウディカ・

も・が・わ」でも触れますが、わが国の論壇の一部で脱原発を目指す国民投票を呼び掛ける運動が盛り上がりつつあるようです。これに対して民主党の前原誠司政務会長が反対の意見を述べていました。国民投票は、徹底した議論抜きでイエス・

ノーの結論だけを求めるものだから正しい結論が得られない、原発のような多岐に亘る論点を含む高度に政治的な問題は国民の代表者に任せ国会で議論を尽くして結論を出すべきだということです。本書に少なからず

洗脳された私としては前原意見に賛成したいようにも思うのですが、党利党略しか念頭がないように見える昨今の政治家にこのような大事な問題を任せられるかという声も聞こえてきそうです。



東日本大震災の

真の復興を

尾藤 廣喜

恐るべき被害の広がり

昨年三月一日に発生した東日本大震災は、地震だけでなく、津波、そしてそれに続く福島第一原子力発電所の爆発によって、未曾有の大災害となっていました。震災から七ヶ月の段階で死者は一五、八二一人、行方不明者は三、九二九人、そして、避難者七三、二四九人にのぼり、そのほかに、原発事故により避難を余儀なくされている人は、全体の数すら把握できない状態にあります。

中でも深刻なのは、原発事故による放射線の影響によって、自主的避難者を含め避難を余儀なくされている住民の人たちや、さらには、避難しようと思っても

治体の責任によるものは少なく、実質的には、個人責任による復興に偏しているように思われます。地域全体の復興計画は、地域の住民の意見を十分に反映し、社会資源、生活基盤、雇用の確保など、せめてセーフティネットの復興については、国の責任で保障すべきであると思いますし、私達も、関心をもって監視して行かなければなりません。

避難できない汚染地域に住む人たちの被害であり、その被害がいつまで続くのか、また、どれだけ被害となるのかすらも解らない状態は、原発被害の底知れない被害の広がりを示しています。

遅れる地震と津波に

よる被害者の対策
しかしながら、今回の地震による被害者対策のうち、地震と津波による被害者の復興対策は、福島第一原発の被害対策に比べて注目されることが比較的少なく、それだけに遅々として進まない状況にあります。復興の全体図自体が、余りにも抽象的で全く見えないうえに、被害住民の意向が復興計画に生かされておらず、地域の復興も、国や自

た「低線量の放射線による被曝」や空気中の放射線が呼吸によって、また、食物や水を通じて体内に取り込まれた「内部被曝」による被害について、これを軽視したり、「心配ない」として切り捨てようという傾向は、決して許せません。

今回の放射線被害の原因者は、第一次的に、福島第一原発を設置、運行してきた東京電力であり、第二次的には、原発開発を国策として推進してきた国にあるのですから、これら原因者に被害補償の責任を負わせる原因者負担の原則（PPPの原則）を徹底することが重要です。

そして、そのためには、まず、冷温停止状態の宣言とは反対に、未だ原子炉の完全停止が実現していないことの確認とその前提での原発の停止と放射線物質の漏出防止を徹底させること、さらに、被害完全回復の原則に立ち、加害者に被

害の線引きを許さないことが必要です。

また、現在行われている「除染」対策は、東京電力や国の責任ではなく、個人の責任によって行われており、「除染」の経過で二次汚染の被害を発生させる心配すらあり、問題です。

被害賠償の具体的視点

さらに、被害賠償についての具体的な視点としては、まず、子ども、高齢者、障害者など社会的弱者の被害を重視した被害防止対策と補償を行うことが大切です。

また、広島や長崎の原爆被曝にみるとき、「低線量被曝」や「内部被曝」などが、五〇年、六〇年後に顕在化する可能性があり、この被害に対応するために、住民の長期にわたる健康管理を徹底することが大切です。

そして、何故か無視されることが多い地下水、海洋汚染を重視し、魚介類の汚染対策と安全性を確保するなどの対策が必要です。



奇跡のリンゴ

山崎 浩一

リンゴと農薬

ハウディに出てくる「奇跡のリンゴ」という本のことを少し詳しく紹介します。これは現在のリンゴ農家木村秋則さんの壮絶な挑戦を描いたノンフィクションです。

皆さんはご存知でしたか。リンゴは昆虫、カビ、細菌、ウイルス等の攻撃にさらされ、春先から九月の収穫前までに十数回の農薬散布をしなければならぬ果実です。農薬散布により火傷のように水ぶくれができることもあるのです。

もともとリンゴは温州ミカンほどの小さなものでしたが、アメリカで品種改良され、甘くて大きなリンゴ

となりました。明治時代に

この西洋リンゴが日本で栽培され、その美味しさから飛ぶように売れるようになります。ところが、すぐに害虫や腐乱病により、日本中のリンゴの木が枯れてしまふのです。しかし青森県はリンゴが貧困から抜け出す唯一の産業であったため、気の遠くなるような人海戦術で害虫駆除に取り組んでいるさなか、農薬が開発され、リンゴ栽培が生き残れたのです。ですから、農薬を散布しないでリンゴを栽培するなんていうことは絶対に不可能と考えられていたのです。

絶対不可能への挑戦

ところが、木村さんは、

偶然に自然農法を世に説く本に出会い、無謀にも無農薬でリンゴを栽培しました。しかしながら事態は木村さんの予想をはるかに上回り、無数の害虫によってリンゴの葉がすべて落ちてしまいました。毎年、リンゴの木に花すら咲かず、五年が経ちました。いよいよ資金も底をつき粥や雑草の味噌汁で食いつなぎました。そして六年目、四〇〇

本のりんごの木が枯れようとした夏、絶望した木村さんは山の中で自殺しようとして、その山奥で月光に輝く葉をびっしり繁らせたリンゴの木を目にします。しかし、それはドングリの幻影でした。

新たな発見

その時、木村さんははつと気づきます。山の土は雑草が生い茂り落ち葉でふかふかのよい匂いの土であることを。それから畑に大豆をまいて根菌を増殖させ、雑草をはやします。また樹

木には酢を散布します。すると目に見えてリンゴの木が元気になりだしました。その翌々年、農薬散布をやめて八年目には七つの花が咲き、二個のリンゴの実がなりました。その翌年にはいっせいに花が咲いたので

こうして奇跡のリンゴが実りましたが、販売でも苦難が待ち受けていました。木村さんは自ら収穫したリンゴを大阪駅で売ろうとしますが、小さくみかけの不揃いなリンゴはなかなか買手がつきません。ところが、たまたまリンゴを買った客から手紙が届きます。「こんなおいしいリンゴは食べたことがありません」

それからは全国からリンゴの注文が舞い込むようになります。木村さんのリンゴ畑は台風が来ても、リンゴの実はほとんど落ちなかったといえます。

自然の力への信頼

自然の生き物には生存力

が備わっています。その力を発揮させる環境を作りさえすれば、素晴らしい成果をもたらすということが良くわかります。これは人間の育ち方にも該当することでしょう。また安価な大量消費のために作られた食品がいかに不自然かがわかります。

たゆまぬ努力

正しい目標のためにどんな困難があろうと工夫と研究を続け、信念を貫くことの重要性は法律の世界でも同様です。およそ日本では実現しないとわかってきた国民の司法参加や、取調べの可視化、検察の証拠の開示等が少しずつ実現しています。法律家は、木村さんのように正しい制度が実を結ぶように真剣に努力を続けなければなりません。

この本は、人間の可能性、自然の摂理、生き方などさまざまなことを考えさせてくれました。



「患者様」と「患者さん」

鍛田 則仁

物を買ったり、お金を払ってサービスの提供を受けるとき、売主やサービスを提供する側から自分ができるように呼ばれるのかということは、「物も言い様」ということで、売り手に対するイメージやその後の双方の関係にも影響してることが少なくありません。そして、日本では、「お客様は神様です」的な意識が強いのか、普通は「お客様」と呼んでおけばまず間違いがないということになっているようであり、その場の状況により口頭で「お客さん」と使われることはあるにせよ、買い物に対する文書や掲示となると、まず「お客様」ということのように

★ そのような中で、今ひとつしつくり来ないのが、病院における「患者様」という呼び方です。医療崩壊ということが社会問題となつていますが、実際に数多くの相談を受けてみると、医療現場は、医師・看護師の不足により自転車操業状態であり、他方、医療に対する過剰とも言える期待とクレームがあって、そのような現実を見るにつけ、「患者様」という呼び方は、妙に浮いたもののようにみえるわけです。

★ 「お客様」という言葉は、客に「様」が付くことにより、消費者であり、売り手にとっては物やサービスを

買ってもらい、自分の生計を維持させてもらうという存在であるという属性が強調されてくることになりま

す。これと同じく、「患者様」という呼び方は、患者を医療サービスの消費者と位置付けることにつながってきます。しかし、患者というもの

はおかしく、「患者様」という言葉にはなじまないのではないかと思われま

す。現在の医療現場を見ていると、たとえば、昔ながら応急処置をして、帰宅・経過観察で終わっていた程度のも

が、万一ということがあったらどうするんだという訴訟を背後に控えた強硬な消費者の声に押され、濃厚な検査が行われ、限られた医療資源が使われていくといった事態になっているように感じられます。更に、消費者の要求が先鋭化すると、医療従事者は、医療そのものに心血を注ぐことができず、クレーム対応に忙殺されて疲弊していき、士気の低下を招くということになりま



「ん」を区別した ことがありますか

徳田 敏

私が世の中に「ん」と表記される音に少なくとも二種類のものがあることを知ったのは、大学生のときに第二外国語として選択した中国語の授業であった。漢字の発音を表記するものとしてピンインと呼ばれる発音記号があったのだが、現代日本語で「ん」と表記されてしまう中国語発音のピンイン表記として「ㄣ」と「ㄣ」があり、言語感覚として「ん」を区別したところのない私には大きな衝撃であった。中高生時代に勉強した英語では現在進行形の「going」のように「ng」には接しており、ゴーイング(going)など「ング」と字面のとおりに声にしていたため、「ん」に「ㄣ」と「ㄣ」の区別があることは気付いていなかった。

しかも中国語の先生からは、我々も「ㄣ」と「ㄣ」をきちんと日常で発音していると言われてさらに驚きであった。例として教えていただいたの

は「案内」と「案内」である。仮名にすると「あんない」と「あんない」でどちらも同じ「ん」であるが、口に出してもらえばわかるとおり、「案内」の「anna」と「案内」の「anna」の「ん」は確かに発音の仕方が違うのである。

最近、書店で表題を見てびっくりときた本に出会った。それは新潮新書の「ん(日本語最後の謎に挑む)(山口司考著)」という本である。「ん」は五〇音表で欄外に置かれ、「ん」で始まる単語もない。そういう不思議な書である「ん」について、「ん」や「ン」という表記が成立した歴史や「ん」という発音に関しての研究の成果を新書としてまとめられたものが本書である。

この本の詳しい内容はぜひ購入して読んでいただきたいが、本では導入部として、東京の地下鉄日本橋駅のアルファベット表記が「Nihombashi」とあり、日

本語発音をアルファベットにした「Nihombashi」と書かれていないことの疑問から始まる。京都でも、京阪の丹波橋駅や天満橋駅の表記は確かに「Ambabashi」や「Annabashi」であり、声に出して発音の仕方を体験してみると、先の「案内」と「案内」の「ん」とはまた別個の「ん」であることがわかる。私たちはこのように三種類の「ん」を無意識に使っていたことになる。どうしてそうなったのかをこの本では解きほぐしていくのであるが、仮名の成立過程での話の中で、「ん」以外にも興味深い話が紹介されている。

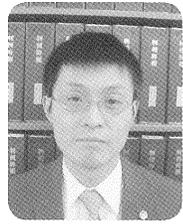
万葉仮名には奈良時代以前の日本語だけに見られる「上代特殊仮名遣い」と呼ばれる日本語の書き分けがされており、「キケコソトノヒヘミメモヨロ」、「ア行のエ」と「ヤ行のエ」、「ギビゲベゴゾド」の合計二二の万葉仮名には、甲類乙類と分類される二種類の書き分けがなされていたとのこと。例えば「き」という文字により現代では表記される音が上代には二種類あったという。例えば、とき(時)、あ

き(秋)、きみ(君)などについて「伎」、「吉」、「支」と書いて「き」と読ませる万葉仮名が使われているが、これらの甲類として分類された「き」の万葉仮名は、きり(霧)、きし(岸)、つき(月)などのときには用いられず、別に乙類として分類できる「紀」、「城」、「奇」といった万葉仮名が使われており、時、秋、君の「き」と、霧、岸、月の「き」とは明確に区別されていたというのである。

音としては区別して用いられていたものが、文字になることでそのうちに区別されなくなってしまうものとして、まだ薫りが残っているもので「ぬ」と「ぬ」がある。私たちが最初に文字を覚えるときに用いる五〇音表では、*nu*の母音と *nu* などの子音を縦と横に組み合わせる万葉仮名の位置づけを示しており、*nu*は「わ」と「を」だけで「*nu*」、「*nu*」*nu*」がないのはそういうものなんだとあまり気にすることは無い。中高生ぐらいになると、エビスビールやキセキ農機のように、使われなくなった仮名として「*nu*」である「ぬ」や「*nu*」である「ぬ」がか

つてあったことがなんとなくわかってくるが、日常生活で「い」と「ゐ」、「え」と「ゑ」を言語感覚として区別して用いないために、どういう「い」が「ゐ」であるかを体感していない。これが上代には他に二二音あったというのであるから、日本語の音は現代よりもはるかに他種類だったのである。「ん」についても、「ん」という文字ができる以前は、「ㄣ」も「ㄣ」も「ㄣ」も区別していたことが本書で説明されている。

日本語表記は、万葉仮名からひらがな、カタカナへ、そして変体仮名を含めた多数の仮名から現代の五〇音表へ、さらに「ゐ」と「ゑ」の現代仮名遣いからの消滅という流れで、大体同じような音の仮名表記の統合化、合理化がなされてきた。日本語は内国的には表記を合理化して発展してきたが、表記の統合で音も消滅したため、他言語の発音の違いを習得しにくくなって、国際的普遍性を失うという、現代工業製でいうところの「ガラパゴス化」してきたように思われるところは、あまりに「日本的」で面白い。



クリチバ都市計画に 見る「賢人政治」

富増 四季

「花広場」と呼ばれる歩行者専用区域を設置することでした。

この計画には、地域の有力者たちからの強力な反対意見がありました。そこで、レルネル市長は、反対派の商店街の店主達が留守となる連休期間中に市役所職員を動員し、突貫工事で道路を閉鎖して計画を強硬してしました。

連休から帰ってきた店主たちは激怒しましたが、大勢の子どもたちが広場を楽しんでいる様子を見て反対運動も断念したといえます。

日本的な民主主義であれば、おそらく暗礁に乗り上げていたような計画ですが、レルネル市長は、ある意味、反民主的な手法で計画を遂行したのです。

反民主的というと、支配者層が私利私欲を分け合い、弱者を排除・抑圧するかのよう、な悪いイメージがありますが、クリチバは違います。

先ほどの花広場の設置では、

政治力、経済力もあつたはずの商店街の店主たちの声を抑えて、一般市民の利益を優先させました。このほかの施策でも、イプキの専門家たちは、常に社会的弱者の存在に配慮し、人々の声に耳を傾けて計画に反映させ、地域の特性にあった取り組みを成功させていきました。

レルネル市長は、選挙では都市政策での成果を武器に、圧倒的な民衆の信任を取り付け、年々、イプキを強化していきました。政策遂行のスピードという利点はあるものの、少数意見の考慮など本来の民主的なチェックは働きにくい状況だったはず。一歩間違えば、独善や慢心による暴走や、利権との癒着が生じかねない危険もあったことでしょう。

クリチバの場合は、幸い、トップのレルネル市長の個人的な資質として先見の明があり、自身の理想主義を貫徹して腐敗を回避したわけですが、

どこの都市でも、こうした資質を持つ指導者の出現を期待できるわけではありません。

この点、ブラジリアの例など、専門家によるトップダウン手法の面では共通しながら、とんでもない大失敗に終わった都市計画はいくつもありました。特に発展途上国の支援の名のもとで行われた大規模な都市計画の多くは、おそらく

「賢人」を自負して意気揚々とやってきた先進国の専門家チームによって主導されながら、謙虚に地域住民の声を聞くことを忘れ、いつの間にか独善と利権にからめ取られていったのでした。

クリチバにおける「賢人政治」の成功は、何かと物事が動かなくなってしまう日本の現実のなかにいると魅力的に感じられます。しかし、やはり地道に話し合いを積み上げる手法で、努力する道を選ばざるを得ない、というのが私の結論です。

ブラジルにクリチバという人口約一八〇万人の中規模都市があります。チューブ型のユニークなバス停やバス専用車線を導入することで、地下鉄に匹敵するバス交通網を低予算で実現させたほか、公園整備などの緑地政策でも先駆的な試みを次々と成功させ、数少ない都市計画の成功例として知られています。

クリチバの成功は、施策の本身もさることながら、本号の冒頭「民主主義への警鐘」で提示された観点からも、現代における「賢人政治」として、興味深い一事例となっています。

クリチバの革新的なまちづくりは、苦境を訴える市民の

陳情や、一般の人々を代弁する市会議員たちの問題意識から始まったわけではありません。緻密な都市計画の立案と遂行戦略を担ったのは、イプキと呼ばれる公的機関に所属する専門家たちでした。一九七〇年ころ、未だ大多数の市民はクリチバの都市計画に無関心か懐疑的であるなか、イプキに所属する建築家、技術者、経済学者、社会学者と市役所職員からなる専門家チームは、中長期的な都市計画の必要性を確信し、レルネル市長の強いリーダーシップという後ろ盾を得て、次々と計画を実施していったのです。

最初に取りかかったのが、中心街の車道の一部を閉鎖し

国際裁判管轄

本法。日本の裁判所で当該事件を審理できなければ適用のしようがありません。こうして、どのような事件を日本の裁判所で審理できるのか、という国際裁判管轄の問題となるわけです。

国際裁判管轄の問題は、本来は国際条約などで各国に公平で統一的なルールを定め、各国ごとの取り扱いの違いによる矛盾や空白が生じないようにすべきものです。

ドイツ人の相談者が、日本人と離婚したいと法律相談にやってきました。さて、ここで問題です。日本とドイツ、どちらの国の法律が適用されるでしょうか。国際結婚が珍しくなくなった昨今ですが、結婚も離婚も国境をまたぐと法律問題はとたんにややこしくなります。

婚姻に限らず、同じような問題は至るところで生じます。国際取引や相続の場面など、各国それぞれの法律で権利の内容や請求金額が大きく変わってくるので大問題です。こうした問題の交通整理を行うためのルールとして、日本法としては「法の適用に関する通則法」を定め、例えば、婚姻の効力なら同一本国法、同一常住所地法、密接関連地法の順番(二五条)、不法行為なら結果発生地法(一七条)とされています。しかし、この「法の適用に関する通則法」もあくまで日

本政府もこの観点から、ここ二〇年ほど、国際的な折衝の行く末を見守ってきました。しかし、結局のところ、国家間で話がまとまる日処がつかないというところで、今般、民事訴訟法の改正によって一定のルールが明文化されることになりました。

基本的な考え方としては、被告の住所や本店所在地が日本国内であれば、日本の裁判所が審理できるという常識的なものなのです。もっとも、行方不明となった場合は最終住所地とすることや、①契約上の債務の履行、手形、不法行為、不動産、相続等の場面での特別裁判籍、②消費者契約、労働契約、知的財産権等の個別分野における管轄、③当事者間で書面による合意や応訴などによって国際管轄を決めることができる、といった多様な規定もありますので注意が必要です。